

## 【民事訴訟法】

### 問題1〔民事訴訟法Ⅰ〕

XとYとの間には、ある土地（以下、「甲土地」という）の所有権をめぐって、争いがあった。Xが2017年12月1日にYを相手取って、甲土地の所有権を確認する訴訟を提起したところ（以下、「第1訴訟」という）、裁判所は、2018年10月31日に口頭弁論を終結し、同年11月26日にXの請求を棄却する判決を下し、判決は確定した。

Xは、2020年4月にYに対し、自らが甲土地の所有者であることの確認を求める訴訟を提起し、併せて、Yが甲土地を利用していることを理由として、2017年12月1日以降の甲土地に関する賃料相当損害金を請求する訴訟を提起した（以下、「第2訴訟」という）。

第1訴訟の判決の既判力は、第2訴訟にどのように作用するか。賃料相当損害金請求訴訟については、第1訴訟の判決の基準時より前の分と基準時及びそれ以降の分に分けて論じなさい。

### 問題2〔民事訴訟法Ⅱ〕

X1とX2は、共同してAよりある土地（以下、「乙土地」という）を購入した。Yは、乙土地の近隣の住民であるが、乙土地が更地になっているので、営業用の車を数台駐車したほか、Y所有の資材を置くなど利用していた。X1とX2は、Yにこれらの行為を止めるように申し入れたが、聞き入れられなかった。そこで、X1とX2が共同して、Yを被告として、乙土地がX1とX2の共有地であることの確認請求、及び乙土地上の自動車・資材を撤去するように請求する訴訟を提起した（答案上では前者を「①請求」後者を「②請求」とすること）。

この共同訴訟の類型を①請求、②請求に分けて説明しなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しを付けて記入しなさい。